

# 【記載例～法人役員の変更(役員1名退任(辞任)、新役員1名就任)】

別記様式第6号その1(ア)(第5条関係)



役員  
変更

変更の日から14日以内(法  
人の場合で変更の届出をす  
る事項について登記の必要  
ある明書を添付するときは  
20日以内)

資料区分	2 1	受理年月日	5.令和	年	月	日
受理警察署	( ) 署	書換交付日	5.令和	年	月	日

## 変更届出書 書換申請

古物営業法第7条第2項の規定により変更の届出をします。  
古物営業法第7条第5項の規定により許可証の書換えを申請します。

※窓口で提出する時に記載して下さい→ 令和 年 月 日

大阪府公安委員会 殿

届出(申請)者の氏名又は名称及び住所  
大阪府中央区島之内〇丁目〇番〇号  
株式会社大阪自動車 代表取締役 大阪 次郎

許可の種類	①古物商 2.古物市場主	この欄は必ず記載 して下さい
許可証番号	*****	
許可年月日	3.昭和 ④平成 5.令和 * * 年 * * 月 * * 日	
氏名 又は名称	(フリガナ) オオサカシ、ト、ウシヤ (漢字) 株式会社大阪自動車	

## 変更・書換事項

変更年月日	月 日	<div style="border: 2px solid green; padding: 5px;"> <p>日付が1日でも異なっていれば「交替」ではなく、『変更』となり、「退任(辞任)→削除」「就任→追加」となります。</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><b>添付書類</b> 法人履歴事項全部証明書 新役員の住民票 「本籍地」(外国人の方は国籍等)が記載されたもので「個人番号」の記載がないもの、 身分証明書、略歴書、誓約書</p> </div>
氏名 又は住所 法人等の種別	電話 ( ) - ( ) 内線		
住居又は住所	行商をする者であるかどうかの別	1.する 2.しない	
主として取り扱う古物の区分	01 美術品類 02 衣類 03 時計・宝飾品類 04 自動車 05 自動車・原付 06 自転車類 07 写真機類 08 事務機器類 09 機械工具類 10 道具類 11 皮革・ゴム製品類 12 書籍 13 金券類 (いずれか1つに0を付けること)		

変更区分	1. 削除：従前の代表者等を削除(旧欄のみ記載) 2. 追加：新たに代表者等を追加(新欄のみ記載) 3. 変更：旧欄に記した人の届出事項を変更(新欄・旧欄ともに記載) ④ 交替：従前の代表者等が退任するとともに、新たに代表者等が就任(新欄・旧欄ともに記載)		<div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px;"> <p>法人履歴事項全部証明書に記載されている就任・退任(辞任)年月日を記載してください。 ※登記年月日ではありません。 ※同じ日の変更であれば「交替」になりますが、1日でも異なっていれば「交替」ではなく「変更」になります。</p> </div>
変更年月日	3. 昭和 4. 平成 ⑤ 令和 0 5 年 0 4 月 0 1 日		
代表者等	旧	種別 1. 代表者 ② 役員 3. 法定代理人 (フリガナ) オオサカ タロウ (漢字) 大阪 太郎	退任する役員を記載
	新	種別 1. 代表者 ② 役員 3. 法定代理人 (フリガナ) オオサカ ミサキ (漢字) 大阪 美咲	就任する役員を記載
	生年月日	西暦 明治 大正 昭和 平成 令和 年 月 日 0 1 2 ③ 4 5 * * * * * * * *	
	住所	都道府県 吹田 市区町村 大阪 府 吹田 市 区 山田西〇丁目〇番〇号 電話 ( * * * ) * * * * - * * * * 番 (内線 * * *)	本(国)籍 ( )

### 記載要領

- 1 最上段及び太枠右側の細枠内には記載しないこと。
- 2 不要の文字は、横線で消すこと。
- 3 数字を付した欄は、該当する数字を○で囲むこと。

065 古物 書換申請	古物商・古物市場主許可証	手数料額
		¥1,500
2020192020653		